

## 福島県地域脱炭素推進コンソーシアム規約

### (名 称)

第1条 本会は、福島県地域脱炭素推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 コンソーシアムは、金融機関や経済団体、行政、その他関連団体がそれぞれの得意分野を持ち寄り、県内企業の脱炭素化を後押ししていくための仕組づくりや、支援のための具体的な取組などについて、共有・議論し、実行していくことを目的とする。

### (取組内容)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を行う。

- 一 中小企業等の実態把握・支援方法の検討及び支援実行
- 二 構成機関の取組の情報共有・発信
- 三 構成機関相互の連携・協働の促進
- 四 構成機関の人材育成
- 五 その他前条の目的を達成するために必要な取組

### (構成機関)

第4条 コンソーシアムは、第2条の目的に賛同する別表に掲げる構成機関をもって組織する。

- 2 県内を主たる活動範囲に含まない機関や、本会の支援を受ける機関等は、原則として構成機関の資格を有しない。
- 3 コンソーシアムへの入退会は、第6条に定める全体会での議決をもって決定する。

### (会 費)

第5条 コンソーシアムは、原則として会費を徴収しないものとする。ただし、会費を徴収する必要性が生じた場合には、全体会において検討を行い、決定するものとする。

### (全体会)

第6条 コンソーシアムに全体会を置く。

- 2 全体会は、構成機関の代表者等により構成し、本会の運営方針や重要事項を決定する。
- 3 全体会は、構成機関の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。
- 4 全体会に、座長を置き、当面の間、福島県生活環境部カーボンニュートラル推進監をもって充てる。
- 5 座長は、会務を総理する。なお、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認めるとき、構成機関以外のものを全体会に出席させることができる。

7 全体会は、必要に応じ、書面等により開催及び議決することができるものとする。

(連絡会)

第7条 コンソーシアムに連絡会を置く。

- 2 連絡会は、構成機関の実務担当者等により構成し、本会の運営に必要な主要事項を決定する。
- 3 連絡会は、構成機関の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。
- 4 連絡会は、事務局が会務を総理する。
- 5 連絡会は、必要があると認めるとき、構成機関以外のものを連絡会に出席させることができる。
- 6 連絡会は、必要に応じ、書面等により開催及び議決することができるものとする。

(分科会)

第8条 コンソーシアムに分科会を置く。

- 2 分科会は、連絡会が設定したテーマに応じた一部の構成機関により構成し、テーマに関する詳細事項について協議する。
- 3 分科会は、事務局が会務を総理する。
- 4 分科会は、必要に応じ、書面等により開催及び議決することができるものとする。

(協力機関)

第9条 コンソーシアムは、その取組内容に賛同する機関（以下「協力機関」という。）と協力することができる。

- 2 協力機関は、必要に応じ、前条に定める分科会に参加することができるものとする。
- 3 協力機関は、第7条に定める連絡会の議決をもって決定する。

(事務局)

第10条 コンソーシアムの運営に係る事務の処理等のため、事務局を置く。

- 2 事務局は、当面の間、福島県が担う。

(その他)

第11条 コンソーシアムの構成機関は、コンソーシアムの活動を通して取得した企業情報や個人情報等については適切に管理し、第三者に開示又は漏洩等してはならない。なお、退会以降も本条は有効とする。

- 2 本規約の改定は、全体会の議決をもって決定する。
- 3 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムに関して必要な事項は、事務局が全体会に提案するものとする。

附 則

この規約は、令和7年3月19日から施行する。

(別表)

福島県地域脱炭素推進コンソーシアム構成機関

区分	構成機関
経済団体	・ 福島県商工会議所連合会 ・ 福島県商工会連合会 ・ 福島県中小企業団体中央会
金融機関	・ 株式会社東邦銀行 ・ 株式会社福島銀行 ・ 株式会社大東銀行
行政機関	・ 福島県
その他支援機関	・ 福島県地球温暖化防止活動推進センター